

科学研究費助成事業（科研費） の適正な管理等について

令和5（2023）年7月

文部科学省研究振興局
学術研究推進課

科研費
KAKENHI



文部科学省

- 1. 科研費の管理と適正な執行について**
- 2. 研究不正等の防止について**
- 3. 令和4年度科研費実地検査の結果**

- 1. 科研費の管理と適正な執行について**
2. 研究不正等の防止について
3. 令和4年度科研費実地検査の結果

研究機関による「科研費」の管理～機関管理～

科研費は採択された研究課題の研究代表者に対して交付されますが、研究の実施に専念してもらうため、**研究機関が責任をもって管理**することとしています。

- **研究者使用ルール（補助条件（交付条件））**
 - 研究機関に各研究機関が行うべき事務等に従って補助金（助成金）の管理を行わせる
- **機関使用ルール（各研究機関が行うべき事務等）**
 - **研究者に代わり、補助金（助成金）（直接経費）を管理する**。本規程に定めのない事項については、「研究機関における公的科研費の管理・監査のガイドライン」等を踏まえ、**各機関が定める規程等に従って適切に行う**



研究機関が自ら定める科研費に関するルールが、直接経費の使い勝手に大きく影響している。

【参考】 研究費の管理・使用に係る大学等における過度の“ローカルルール”の改善に向けた事務連絡

「国立大学法人及び大学共同利用機関法人における研究費の管理・使用について」（平成29年3月24日 文部科学省）

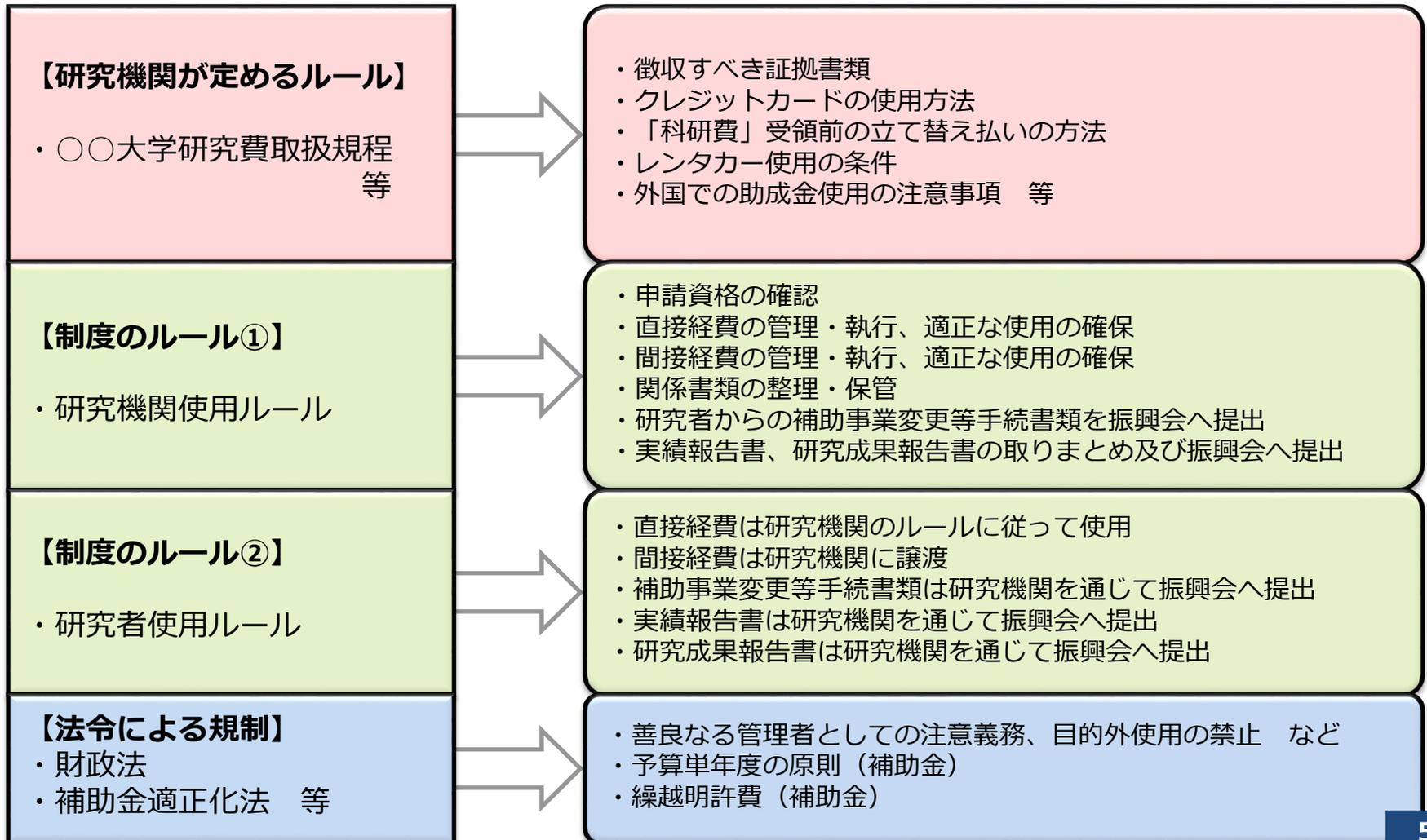
http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houjin/_icsFiles/afieldfile/2017/04/19/1222251_02.pdf

「文部科学大臣所轄学校法人における研究費の管理・使用について」（平成29年3月31日 文部科学省）

https://www.mext.go.jp/content/1397203_001.pdf

使用ルールの階層構造

科研費の使用ルールの階層構造は以下のとおりです。法令による規制があり、その上に、科研費制度のルールがあり、更にその上に各研究機関が定めるルールがあります。



科研費の柔軟かつ適正な使用に向けた制度改善

● 科研費の基金化 (※基盤研究(C)、若手研究、挑戦的研究、国際先導研究等 国際種目 など)

- ・ 事前の手続きなく、補助事業期間内での研究費の次年度使用が可能
- ・ 補助事業期間内での、年度をまたぐ物品の調達が可能

● 補助金種目の「繰越」「調整金」

- ・ やむを得ない事由により研究の完了が見込めない場合、手続きの上、翌年度へ繰り越して使用することが可能。(繰越)
- ・ 前倒し使用や一定条件を満たす場合の次年度使用が可能。(調整金)

(繰越制度) https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/16_rule/rule.html#kurikoshi

(調整金制度) https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/16_rule/rule.html#tyousei

● 複数の科研費や他の経費との合算による使用

- ・ 使途に制限のある者との合算は、使用区分を明らかにした上で可能。
- ・ 科研費同士の場合は、使用区分を明らかにする場合のほか、負担額及び算出根拠を明らかにする場合も可能。

「複数の研究費制度による共用設備の購入について」

https://www.mext.go.jp/content/20200910-mxt_sinkou02-100001873.pdf

【参考】 科研費の「基金化」について

○複数年間の研究期間全体を通じた研究費が確保されているため、研究費の柔軟な執行が可能

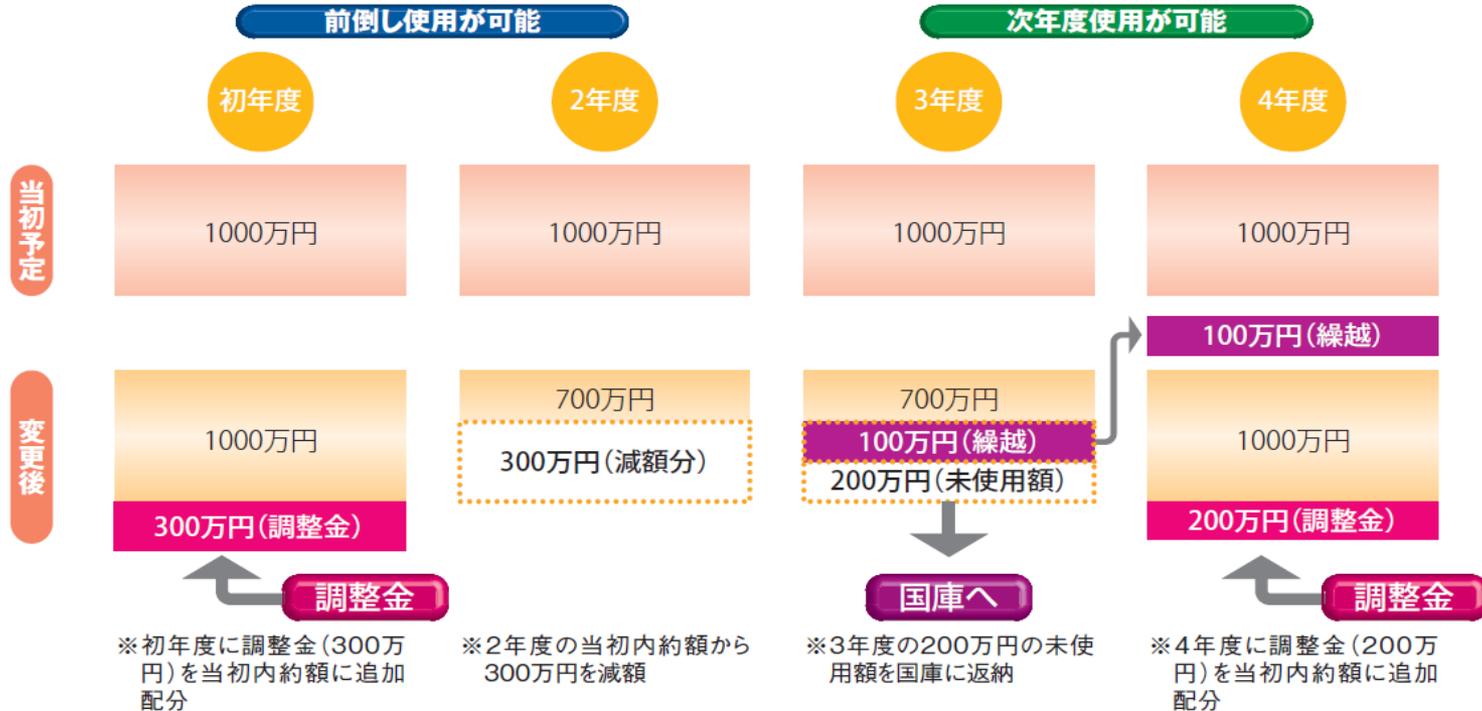
- ◆研究の進展に合わせた研究費の前倒し使用が可能
- ◆事前の繰越手続きなく、次年度における研究費の使用が可能
- ◆年度末の会計処理を意識することなく、研究を進めることが可能
会計年度による制約がなくなるため、前年度に発注した物品が翌年度に納品されることが可能



【参考】調整金について

「調整金」の特徴

- 平成25年度予算において、基金化されていない科学研究費補助金部分の使い勝手を向上させるため設定。
 - これにより、研究費の「前倒し使用」、一定要件を満たす場合の「次年度使用」が可能。
- ※ 研究費を次年度に持ち越して使用する場合は、まずは繰越しによって対応することが基本。



前倒し使用

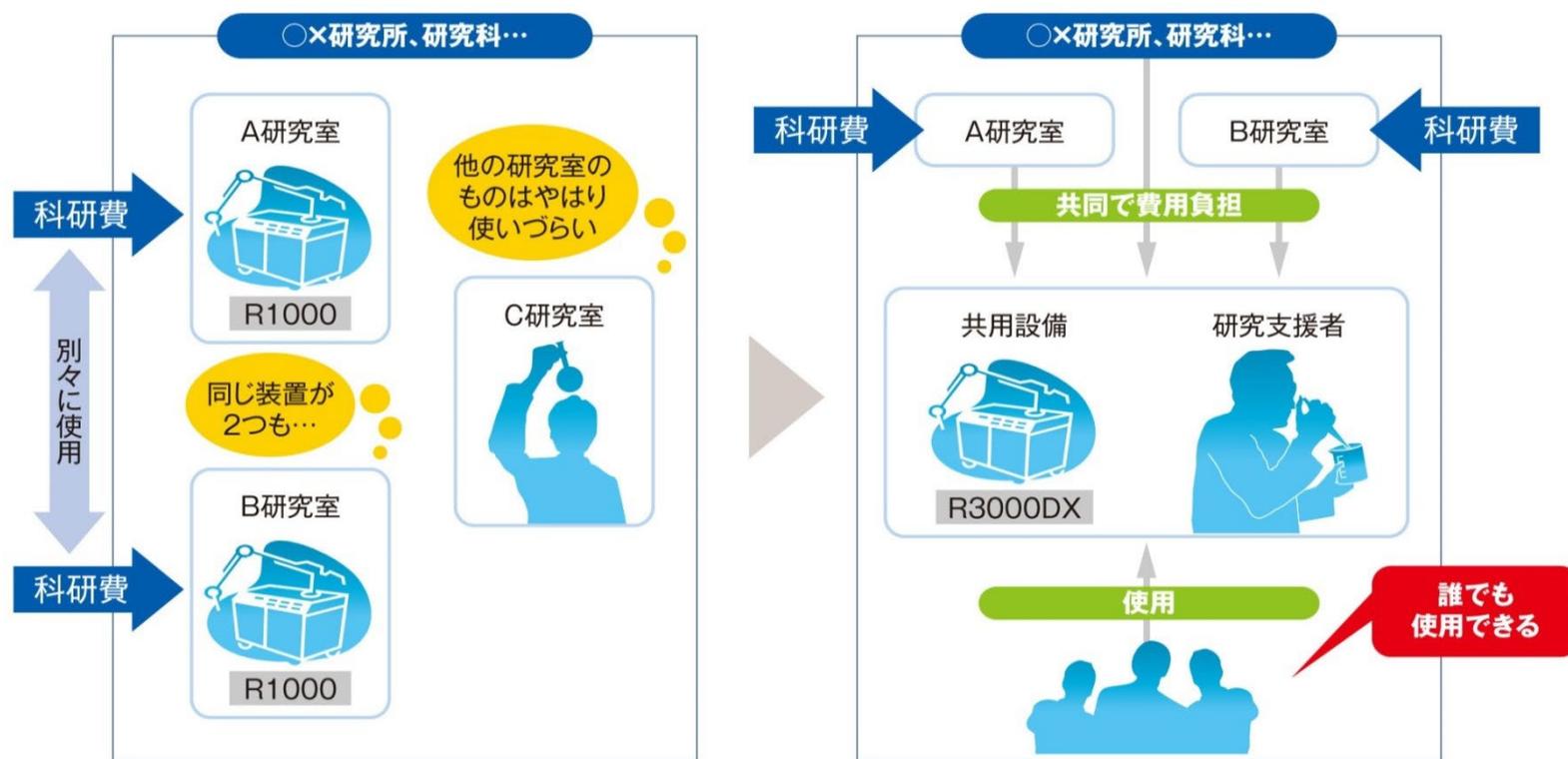
当該年度の研究が加速し、次年度以降の研究費を前倒して使用することを希望する場合には、当該年度の調整金から前倒し使用分の追加配分を受けることが可能。

次年度使用

研究費を次年度に持ち越して使用する場合、まずは繰越し制度によって対応することが基本。ただし、繰越し制度の要件に合致しない場合や繰越し申請期限以降に繰越し事由が発生した場合、これを一旦不用として国庫に返納した上で、次年度の調整金から原則として未使用額全額を上限として配分を受け、使用することが可能。

【参考】複数の科研費の合算による共用設備購入について

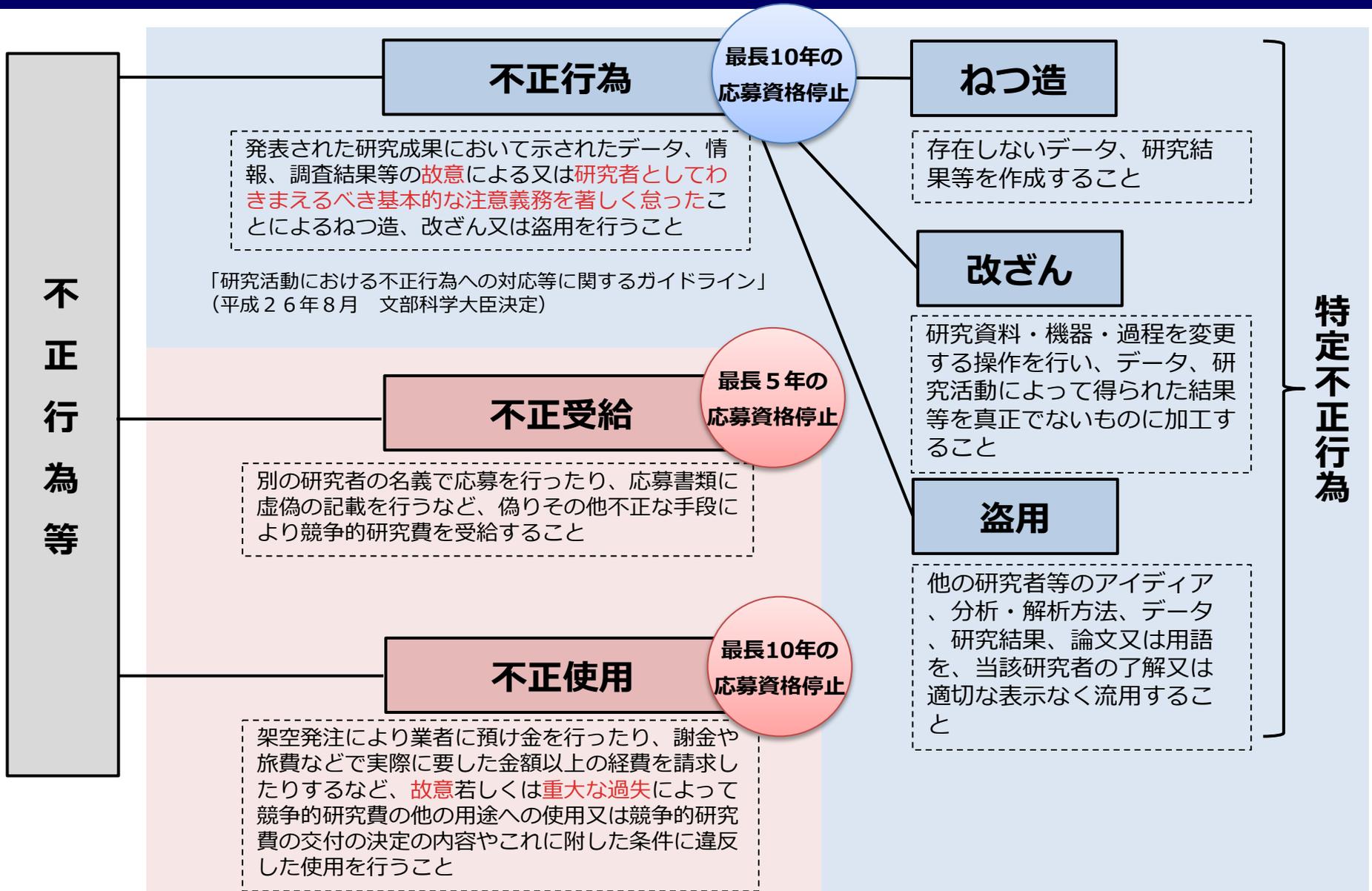
- 平成24年度から、複数の科研費やその他の経費を合算して共用設備を共同で購入できるようにした。
- 科研費使用の効率化や、これまで単独では購入が難しかった高額な機器を共用設備として購入することが可能になるなどの科研費使用の自由度の向上により、より一層の研究の進展が期待。



※科研費単独で購入した設備についても、その研究に支障がない限り、別の研究に使用することが可能。

1. 科研費の管理と適正な執行について
- 2. 研究不正等の防止について**
3. 令和4年度科研費実地検査の結果

研究費の不正使用、研究活動における不正行為とは



「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」
(平成19年2月 文部科学大臣決定（平成26年2月改正、令和3年2月改正）)

不正使用の具体事例①

【旅費の架空請求及び過大請求、還流行為】

不正の手法

- 当該教員は、自ら又は学生等の出張について、申請した内容の出張を実際には全く行わなかったり、申請した用務先、出張期間、交通手段、宿泊施設と異なる出張を実際には行ったりしたにもかかわらず、申請した内容の出張報告をし、架空又は過大な旅費を大学に支出させた。
- 当該教員は、自らの研究室の運用であるとして、学生等の出張の交通費、宿泊施設利用料、食事代等の実費を当該教員が立替払いし、学生等に対して大学が支出した出張の旅費を、学生等から当該教員が立替金の返済として受け取る方法を用いて、旅費を学生等から実際に受け取っていた。

不正の発生要因

- 当該教員は、毎年公的資金の使用に係るe-Learning 研修を受講していたにも関わらず、架空又は過大請求の出張、還流行為の不正を行ったことから、研究費を管理する研究者としての倫理観、モラルが欠如していた。
- 事務部門において出張申請を受けた際、その内容や日程等について確認をすることになっているが、その確認処理が必ずしも充分とは言えなかった。
- 事務部門において旅費支給時に出張の事実確認をする際、航空機を利用した場合を除き、出張報告書のみに基づき確認をすることになっていたため、虚偽の報告があっても見破ることは難しかった。

不正使用の具体事例②

【目的外使用】

不正の手法

- 出張に関して、当日まで、事前に相手方にアポイントをとることなく出張先に赴いた。移動中も相手方と連絡を取ることができず、相手方に会うことが出来ないまま帰宅した。このため、出張実態が伴わなかったが、訪問先でインタビューや資料収集を行ったなど虚偽の出張報告書を提出し不正に旅費の支給を受けた。
- 申請手続き上の経理担当者とのやり取りや内部監査の際にも、故意に事実と異なる虚偽表示を行った。

不正の発生要因

- 当該教員本人のモラルが欠如していたこと、調査対象者が目的に対して適切な手段を講じる合理的な判断力が欠如していた。
- 当該教員の申請、報告の手続き面において、経理担当者とのやり取り、出張報告書の提出、並びに内部監査において虚偽表示を行い、事実を故意に隠蔽するなど虚偽申請及び虚偽表示が散見していた。
- 経理担当者は、出張申請時にアポイントメール等の書類の添付がなかったことから調査対象者へ事実確認を行い、調査対象者から口頭でのアポイントを取ったとの回答を得たことにより事務手続きを進めた。申請の際には書面での確認ができなかったため、出張報告書に記載された内容等確認できる情報を基に旅費を支給したが、この出張報告書の実事確認の方法においては十分ではなかった。

不正使用・不正受給を行った研究者に対する措置について

不正使用や不正受給を行った者及びそれに共謀した者や善管注意義務に違反した者については、不正の程度により、下表のとおり科研費への応募資格制限が課されます。また、併せて他府省を含む他の競争的研究費への応募についても制限される場合があります。

【応募資格の制限】

応募制限の対象者	不正使用の程度と応募制限期間
不正使用を行った研究者と共謀者	私的流用の場合、 10年
	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高い場合、 5年
	私的流用以外で ② ①及び③以外の場合、 2～4年
	③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低い場合、 1年
不正受給を行った研究者と共謀者	5年
善管注意義務違反を行った研究者	善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年

【当該資金の返還について】

不正使用が認められた研究課題については、**当該研究費の全部又は一部の返還**を求めます。

【不正事案の公表について】

研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、応募資格が制限された研究者については、**原則、研究者氏名を含む当該不正の概要を日本学術振興会のHPにおいて公表**します。

また、**文部科学省のHPに不正使用・不正受給事案、配分機関の措置状況を掲載**しています。

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）の改正概要 （令和3年2月改正 文部科学大臣決定）

改正の背景

- ガイドラインに基づく管理・監査体制については、各研究機関において土台となる基本的体制が整備され、不正防止の取組が行われてきたが、**依然として様々な形で研究費不正が発生し続けている。**
 - 【件数】平成26年度のガイドライン改正後も、研究費不正の認定件数は毎年10件程度で推移
 - 【種別】「物品・役務」の不正が減少する一方、「謝金・給与」及び「旅費」の不正が増加傾向
 - 【要因】①**不正防止のPDCAサイクルの形骸化**、②**組織全体への不正防止意識の不徹底**、③**内部牽制の脆弱性**
- 我が国の科学技術・学術の発展のためには、**研究費不正を起こさせない環境を構築し、不正を根絶することが急務。**

改正の内容 ～研究費不正根絶のために～

- 研究機関全体の意識改革を図り、**研究費不正の防止に関する高い意識を持った組織風土を形成**するために、以下の3項目を柱に**不正防止対策を強化**。
- これまでの各研究機関の取組状況や不正事案の発生要因を踏まえ、**従前のガイドラインの記述の具体化・明確化**を図る。

<不正防止対策強化の3本柱>

ガバナンスの強化

～不正根絶に向けた最高管理責任者のリーダーシップと役割の明確化～

- ✓ **最高管理責任者**による不正根絶への強い決意表明と役員会等での審議の要件化
- ✓ **監事**に求められる役割として、不正防止に関する内部統制の状況を機関全体の観点から確認し意見を述べることを要件化
- ✓ 効果的な内部統制運用のため**不正防止のPDCAサイクルを徹底**
【不正防止計画への内部監査結果の反映等】

意識改革

～コンプライアンス教育・啓発活動による全構成員への不正防止意識の浸透～

- ✓ **統括管理責任者**が行う対策として、不正を防止する組織風土を形成するための総合的な取組のプロデュースを要件化
- ✓ 不正根絶に向けた**啓発活動**（意識の向上と浸透）の継続的な実施を要件化
- ✓ 啓発活動は、**コンプライアンス教育と併用・補完**し内部監査の結果など認識の共有を図る

不正防止システムの強化

～監査機能の強化と不正を行える「機会」の根絶～

- ✓ **内部監査**の実施にあたり専門的な知識を有する者（公認会計士等）の参画を要件化
- ✓ **監事・会計監査人・内部監査部門**の連携を強化し、不正防止システムのチェック機能を強化
- ✓ コーポレートカードの利用等、**研究者を支払いに参与させない支出方法の導入**等

整備

各研究機関：令和3年度を「不正防止対策強化年度」と位置付け、各機関で再点検を行い体制整備を推進
文部科学省：各研究機関における体制整備状況のモニタリング及び指導を強化

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準） 骨子

第1節 機関内の責任体系の明確化

- (1) 競争的研究費等の運営・管理に関わる責任体系の明確化 ※最高管理責任者及び統括管理責任者の役割を追加
- (2) 監事に求められる役割の明確化 【新設】

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

- (1) コンプライアンス教育・啓発活動の実施（関係者の意識の向上と浸透） ※啓発活動を新設
- (2) ルールの明確化・統一化
- (3) 職務権限の明確化
- (4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

- (1) 不正防止計画の推進を担当する者又は部署の設置 ※不正防止計画推進部署と内部監査部門の連携の強化
- (2) 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定及び実施 ※不正防止計画へ内部監査結果を反映させることを追加

第4節 研究費の適正な運営・管理活動

- ※コーポレートカードの利用等による不正防止対策の強化

第5節 情報発信・共有化の推進

第6節 モニタリングの在り方

- ※内部監査における専門的知識を有する者（公認会計士等）の活用
- ※監事・会計監査人・内部監査部門の連携
- ※内部監査結果の周知と機関全体としての再発防止の徹底

第7節 文部科学省による研究機関に対するモニタリング、指導及び是正措置の在り方

第8節 文部科学省、配分機関による競争的研究費等における不正への対応

研究活動における不正行為の具体事例①

【捏造、改ざん、自己盗用、不適切なオーサーシップ】

不正事案の概要

- 統計データと論文とのデータの不一致、実験ノートや生データが確認できないもの、写真の使い回し、過度の図の加工、同様の画像の使い回しが認められた。
- 研究に関与・貢献度のない者を当人の事前承諾なく共著者とした。

不正事案の発生要因

- 当該教員は大学が実施する研究倫理教育を受講済みであったが、研究データの適正・公正な使用方法、論文執筆に関する研究倫理の認識が欠如していた。
- 論文化前のデータや統計値を共著者に共有していないなど、当該教員の共著者に対する情報の非公開があった。
- 研究指導する立場にありながら、学生と論文投稿用のデータを並べて直接ディスカッションするようなことをせず、研究室のセミナーのような形でのみ進捗確認を行っていた。
- ほとんどの実験データと分析結果を出した学生に対し、データ使用に関する事前の了解を得ず、また、著者に加える学生の取捨選択を当該教員のみが実施していた。
- 当該教員がすべての決定権を単独で有し、データ加工、論文執筆から投稿までを繰り返し経験することで、次第に研究倫理の重要性よりも唯我独尊的な研究姿勢を優先するようになったと考えられる。

研究活動における不正行為の具体事例②

【捏造、改ざん】

不正事案の概要

- 論文において、論文中の図の一部に切り貼りが行われており、データの分析結果及び元データが残されていなかったことなどから、故意による捏造及び改ざんを認定した。
- 元助教と准教授は、当該論文について、当該論文の責任著者であること及び元大学院生とのコミュニケーション不足、データ管理体制に不十分な点があったため、不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者として認定した。

不正事案の発生要因

- 元大学院生は、再現性のある結果を示すならばデータの使いまわしや切り貼りはある程度は許容されると考えていたものと推測された。
- 元大学院生は、研究倫理に関する講義等を部分的にしか受講しておらず、研究不正に関する認識が不十分であった。
- 論文投稿時の共著者との実験データのチェックが不十分であった。
- 元大学院生が在籍した研究室では、構成員の研究ノートやデータは保管することになっているが、元大学院の研究ノートは保管されておらず、データ読み取り装置からのデータ抜き取りについても本件が発覚するまで認識されていなかった。このことから、元助教及び准教授のデータ管理体制にも問題があった。

○文部科学省の予算の配分又は措置により行われる研究活動において不正行為が認定された事案（一覧）

URL : https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360847_00009.htm

不正行為を行った研究者に対する措置について

不正行為に関与した研究者や不正行為に関与していないものの、不正行為があった研究に係る論文等に責任を負うと認定された研究者については、不正行為の程度等により、下表のとおり科研費への応募資格が制限されます。また、併せて他府省を含む他の競争的研究費への応募についても制限される場合があります。

【応募資格の制限】

不正行為の関与に係る分類		学術的・社会的影響度、行為の悪質度	除外期間
不正行為に関与した者	ア) 研究当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年
	イ) 不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの
	上記以外の著者		2～3年
ウ) ア) 及びイ) を除く不正行為に関与した者		2～3年	
不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年

【当該資金の返還について】

不正行為が認められた研究課題については、必要に応じ、**当該研究費の全部又は一部の返還**を求めることがあります。

【不正事案の公表について】

研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、応募資格が制限された研究者については、**原則、研究者氏名を含む当該不正の概要を日本学術振興会のHPにおいて公表**します。

また、**文部科学省HPに特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）が行われたと確認された事案について、その概要及び研究・配分機関における対応などを一覧化して公開**しています。

研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン【概要】

～不正行為に対する研究者・科学コミュニティ、研究機関の責任の観点から～

【不正行為に関する基本的考え方】

- 研究活動における不正行為は、研究活動とその成果発表の本質に反するものであり、科学そのものに対する背信行為。**不正行為に対して厳しい姿勢で臨む必要。**
- 不正行為への対応は、まずは研究者自らの規律、及び科学コミュニティ、大学等の研究機関の自律に基づく自浄作用としてなされなければならない。
- 大学等の研究機関が責任を持って不正行為の防止に関わる**ことにより、不正行為が起こりにくい環境がつけられるよう**対応の強化を図る**必要があるため、特に、組織としての責任体制の確立による**管理責任の明確化**、**不正行為を事前に防止する取組**を推進。

研究者・科学コミュニティの責任

【研究活動】

- 観察や実験等によって知り得た事実やデータを素材としつつ、自分自身の省察・発想・アイデア等に基づき新たな知見を創造
- 研究活動によって得られた成果を客観的で検証可能なデータ・資料を提示しつつ、科学コミュニティへの公開

【研究者の責任】

- 責任ある研究の実施**
 - ・研究活動の本質を理解し、それに基づく**作法や研究者倫理を身に付ける**
 - ・共同研究における個々の研究者間の役割分担・責任の明確化
 - ・**研究データの適正な記録保存や厳正な取扱いの徹底**
- 特定不正行為の疑惑を晴らそうとする場合、自己の責任において、科学的根拠を示して説明

【科学コミュニティの責任】

- 各研究者から公表された研究成果を厳正に吟味し、評価することを通じて、**品質管理を徹底**
- 不正行為の範囲・定義**について、各研究分野の状況等を踏まえ、学協会の倫理規程や行動規範、学術誌の投稿規程等で**明確化**し、当該不正行為が発覚した場合の**対応方針を提示**

違反に係る研究者に対する措置

- 競争的資金等の返還、申請制限**
(競争的資金等のみならず、運営費交付金等の基盤的経費により行われた研究活動の特定不正行為も対象とする)
- 所属研究機関の組織内部規程に基づく処分

大学等の研究機関の責任

【組織としての責任体制の確立】

- 管理責任の明確化と不正行為を事前に防止する取組**の推進
 - ・不正行為疑惑の調査手続きや方法等に関する**規程・体制の整備・公表**
 - ・実効的な取組推進(研究者間の役割分担・責任の明確化、代表研究者による研究成果確認、若手研究者へのメンター配置等を組織的に取組む)

【不正の事前防止に関する取組】

- 不正行為を抑止する環境整備
 - ・**研究倫理教育の実施**
 - ✓大学: 学生の研究者倫理に関する規範意識を徹底。学生への研究倫理教育を実施。
 - ✓大学等の研究機関: 研究倫理教育責任者の配置。広く研究活動にかかわる者を対象に定期的に研究倫理教育を実施。
 - ✓配分機関: 競争的資金等により行われる研究活動に参画する全ての研究者に研究倫理教育に関するプログラムを履修させ、研究倫理教育の受講を確実に確認。
 - ・**一定期間の研究データの保存・開示の義務付け**

【不正事案への対応】

- 特定不正行為(捏造、改ざん、盗用)の告発受付、事案調査、調査結果の公開
 - ・**調査への第三者的視点の導入(外部有識者半数以上。利害関係者排除)**
 - ・各研究機関における調査期間の目安の設定
 - ・調査の公正性等に関する不服申立ては調査委員を交代・追加等して審査

違反に係る研究機関に対する措置

- 間接経費の削減**
 - ・体制不備が認められた研究機関に「管理条件」を付し、その後、履行が認められない場合
 - ・正当な理由なく調査が遅れた場合

科研費の研究活動に参画する研究者は、以下の①または②の受講等が必須。

①次のような研究倫理教育に関する教材の通読・履修

- **Green Book**
- **eL CoRE**
- APRIN eラーニングプログラム
(eAPRIN(旧 CITI Japan)) 等

②「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を踏まえて研究機関が実施する研究倫理教育の受講

科研費における研究倫理教育プログラムの受講等②

1. 令和6年度**新規**研究課題に参画する研究代表者、研究分担者

令和6年度科学研究費助成事業の新規研究課題に参画する研究代表者、研究分担者は、交付申請前までに、研究倫理教育の受講等をあらかじめ行っておくことが必要です。

なお、過去に研究倫理教育の受講等をしている場合や、他の研究機関で研究倫理教育の受講等をした後に異動をした場合などには、所属する研究機関に研究倫理教育の受講等についてよく確認をしてください。

2. 令和6年度に**継続**が予定されている研究課題の研究代表者、研究分担者

研究倫理教育の受講等については、所属する研究機関によく確認をしてください。

ただし、令和6年度科学研究費助成事業で新たに研究分担者を追加する場合、研究代表者は、当該研究分担者が研究倫理教育の受講等を行ったか確認する必要があります。

その際、研究分担者は、交付申請前まで（交付決定後においては、研究代表者が日本学術振興会に研究分担者の変更承認申請を行う前まで）に、研究倫理教育の受講等を行う必要があります、受講した旨を研究代表者に報告してください。

e-RadのログインID・パスワードの取扱いについて

- 他者のe-RadのログインID・パスワードを用いて研究費を不正申請・受給する事案が発生しています。
- e-RadのログインID・パスワードの管理や、これらの管理から派生する責任はシステム利用者が負うものとされています。



ログインID・パスワードは、決して他者に漏洩することがないように、e-Radのシステム利用規約に則り厳格な管理をお願いします。

【参考】府省共通研究開発管理システム（e-Rad）利用規約（抜粋）

第4条4 本システムを利用する際に必要となるID・パスワードの管理並びにこれらの管理から派生する責任はシステム利用者が負うものとする。

科研費を活用して学術研究を進める研究者の責務

○**科研費を活用して学術研究を進める研究者は、次のような点に大きな責務を負っています。**

- ◆学術的な切磋琢磨の中で、自らの学術研究の社会的・文化的価値を高めること。
- ◆限られた国民の税金で措置されている科研費を適正に活用すること。
- ◆高い研究者倫理に基づいて自律的に学術研究を進めること。



不正な受給や不正使用、研究活動上の不正行為は、学術研究全体の信頼を損ねることにつながりかねません。公的研究費を使用している者として、研究者倫理の自覚の下に研究活動に従事することが重要です。

不正が認定された場合、研究者に対して、

- ・機関内での人事処分、刑事告訴・民事訴訟、個人の氏名を含んだ調査結果の公表、
- ・配分機関からの研究費の一部または全部の返還、申請及び参加資格の制限、公表等の措置がされることがあります。

また、各研究機関の事務担当者におかれても、不正が起こることがないように、関係者の意識向上や必要な体制の整備に努めてください。

【参考】研究倫理教育教材の例(1) — Green Book

日本学術会議 提言

「研究活動における不正の防止策と事後措置－科学の健全性向上のために－」(平成25年12月26日)

「すべての研究者が不正行為や利益相反への対処を含めた『科学者の行動規範』を学習し、それに基づいて行動するように、研究機関や学会等において研究倫理に関する研修プログラムを開発して実施することが必要」

日本学術会議
の連携・協力

日本学術振興会

「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」(通称: **Green Book**) を編集・出版

- 研究者が知っておくべき事柄や研究の進め方などの基盤知識をとりまとめ
- HP (<http://www.jsps.go.jp/j-kousei/rinri.html>) でテキスト版もダウンロード可能

英語版

(平成27年5月)



日本語版

(平成27年3月)

(構成)

- I 責任ある研究活動とは
- II 研究計画を立てる
- III 研究を進める
- IV 研究成果を発表する
- V 共同研究をどう進めるか
- VI 研究費を適切に使用する
- VII 科学研究の質の向上に寄与するために
- VIII 社会の発展のために

【参考】研究倫理教育教材の例(2) — eL CoRE

「科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心得—」(*Green Book*)をもとにした「研究倫理eラーニングコース(e-Learning Course on Research Ethics[eL CoRE])」を提供(日本語版、英語版)

<https://www.netlearning.co.jp/clients/jsp/top.aspx>



JAPAN SOCIETY FOR THE PROMOTION OF SCIENCE

日本学術振興会



受講者ログイン/
Enrollee Login

ログイン(Log in)

ユーザID・パスワードを忘れた場合はこちら
Forgot your User ID or password?
管理者ログインはこちら

HOME

新規登録(個人)/
New Registration
(individuals)

新規登録(団体)

推奨環境/Requirements

操作マニュアル/
Course Manual

よくあるご質問

研究倫理eラーニングコース(e-Learning Course on Research Ethics)[eL CoRE]

研究倫理eラーニングは、『科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心得—』をもとに、時間と場所を選ばずに研究倫理を学修できるよう作成したeラーニング教材です。

Japanese

English

本eラーニングは、人文学・社会科学から自然科学までのすべての分野の研究に関わる者が、どのようにして科学研究を進め、科学者コミュニティや社会に対して成果を発信していくのかといったことについて、エッセンスになると思われる事柄を整理しまとめたものです。研究を進めるにあたって知っておかなければならないことや、倫理綱領や行動規範、成果の発表方法、研究費の適切な使用など、科学者としての心得が示されています。

【本eラーニングの特長】

■特長1

どなたでも無料で受講できます。



受講にあたって年齢・学歴・職業・資格等の条件はありません。個人での受講登録は [こちら](#)

■特長2

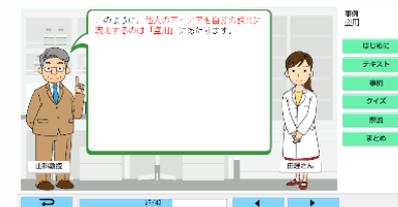
団体受講・管理が可能です。



複数名の受講を一括申込できます。管理者は受講者の進捗状況を専用画面でチェックできます。団体の受講登録は [こちら](#)

■特長3

事例で学ぶため、理解が深まります。



平均所要時間は約90分です。アニメーションをメインとした教材で、修了しやすく修了証書が発行されます。

1. 科研費の管理と適正な執行について
2. 研究不正等の防止について
- 3. 令和4年度科研費実地検査の結果**

令和4年度科研費実地検査の結果

(1) 科学研究費助成事業実地検査の目的

- 研究機関における科研費の機関管理の実態及び不正防止への取組状況を把握し、必要に応じて指導・助言を行うことにより、**研究機関に対して科研費を管理する機関として必要な体制の整備を求める。**
- 研究機関の**科研費担当者の科研費の適正管理に対する意識向上**を図る。
- 実地検査結果の分析や、研究機関との科研費制度に関する意見交換の実施により、**科研費制度改善の一助**とする。

(2) 令和4年度の実施研究機関数

令和4年度は、新型コロナウイルスの影響のため対面とオンラインを併用し実施

○ 39 研究機関 (※)

国立大学… 7 機関

公立大学… 4 機関

私立大学… 19 機関

(地方) 独立行政法人・国立研究開発法人… 5 機関

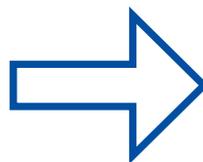
その他 (公立研究機関、財団法人) … 4 機関

※科研費の交付を受けている、又は交付を受けたことのある研究機関を対象として、以下の選定方針により一定数について実施。

- ・過去の不正等による返還等に伴い再発防止策の実施状況を確認する必要がある研究機関
- ・過去の実地検査で指摘を受け、その改善状況を確認する必要がある研究機関
- ・その他、実地検査を実施する必要があると文部科学省又は日本学術振興会が判断した研究機関

(3) 主な検査事項

- 科研費の応募資格等に関する事項
- 科研費の事務手続等に関する事項
- 科研費の執行管理に関する事項
- 研究機関における不正を防止するための体制等に関する事項



※実地検査の結果は文書で通知。

※特に、「法令、科研費に係る規程等、ガイドラインに抵触している疑いがあるなど**早急に改善すべき**」指摘は、**期限を切って改善状況について報告を求めます。**

令和4年度科研費実地検査における指摘事項①

【発注及び検収に対する事務体制について】

■ 主な指摘内容

- 役務等の検収において、実効性のある明確なルールがないまま運用されていた。
- 検収印の押印日と納品日の相違や検収印が押印されていない事例があった。
- 発注者と検収者が同一となっていた。発注者の影響を完全に排除した実質的なチェックが行われる体制を整備する必要がある。
- 研究者の手元に長期間未検収の物品が存在し、検収に時間を要したものが散見された。不正防止の観点より、速やかに検収が実施される体制を構築する必要がある。
- 学内規程等と実際の運用が乖離し、研究機関が定める規程等に従った検収が行われていなかった。

■ 参考

- 「**研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン**」より抜粋
発注・検収業務については、原則として、事務部門が実施することとし、当事者以外によるチェックが有効に機能するシステムを構築・運営し、運用する。
- 「**機関使用ルール**」より抜粋
購入物品の発注、納品検収、管理について、（中略）研究機関が適切に行うこと。

■ 改善のポイント

- 発注した当事者以外によるチェックが行われるよう、機関として実効性のある明確な発注及び検収体制の構築・見直しを適切に行ってください。
- 発注及び検収は、使用ルールを遵守した上で、使用ルールに定めのない事項については、研究機関で定める会計規程等に従って適切に行ってください。

令和4年度科研費実地検査における指摘事項②

【会計伝票手続きについて】

■ 主な指摘内容

- 会計伝票日付と添付された証憑の日付とが一致しない、証憑の宛名に誤りがある、訂正印のない受理印が複数回押印されている、証憑の日付が空白・手書きで実態を反映していない恐れがあるなど、手続き上不備のある会計伝票が散見された。
- 物品の合算使用や他の経費による用務も含まれた出張において、経費ごとの支出額の積算根拠が明らかとなっていなかった。
- 過年度支出の案件が当該年度の支出として支払われていた。

■ 参考

- 「**研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン**」より抜粋
不正な取引は構成員と業者の関係が緊密な状況で発生しがちであることに鑑み、癒着を防止する対策を講じる。
- 「**機関使用ルール**」より抜粋
購入物品の発注、納品検収、管理について、（中略）研究機関が適切に行うこと。

■ 改善のポイント

- 会計伝票の手続き不備は、不正を誘発する恐れがあるため、実態を正しく反映した証拠書類を作成・保管するよう、適正な事務処理を確実にできる体制を整備してください。

令和4年度科研費実地検査における指摘事項③

【人件費等を支出にあたっての事務局の関与について】

■ 主な指摘内容

- 研究機関と雇用契約を結ばず、単発的な役務に対し、謝金を支出する場合において、事務部門による勤務実態の確認が不十分。
- 研究機関と雇用契約を結んだ上で、人件費を支出する場合において、事務部門による勤務実態の確認が不十分。

■ 参考

- 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」より抜粋
非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理については、研究室任せにならないよう、事務部門が採用時や定期的に、面談や勤務条件の説明、出勤簿・勤務内容の確認等を行うことが必要。
- 「機関使用ルール」より抜粋
研究協力者の雇用に当たっては、研究機関が採用時に面談や勤務条件の説明を行い、雇用契約において勤務内容、勤務時間等について明確にした上で研究機関が当事者となって雇用契約を締結するとともに、研究機関が出勤簿や勤務内容の確認を定期的に行うなど研究協力者の勤務状況について適切に管理して給与等を支給すること。

■ 改善のポイント

- 勤務状況の確認については、研究室のみに任せるのではなく、研究機関として実態を把握できる体制を整備してください。

【特別監査の実施内容について】

■ 主な指摘内容

- 謝金支払いに対する被雇用者や作業従事者へのヒアリング、旅費支払いに対する宿泊事実や先方への確認等の事実確認が不十分。
- 特別監査自体が実施されていない

■ 参考

- 「**研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン**」より抜粋
不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、抜き打ちなどを含めたリスクアプローチ監査を実施する。
- 「**機関使用ルール**」より抜粋
実施する監査の一部（監査を実施する補助事業の概ね10%以上が望ましい。）については、書類上の調査に止まらず、実際の補助金使用状況や納品の状況等の事実関係の厳密な確認などを含めた徹底的なものとする。

■ 改善のポイント

- 特別監査では、事実関係の厳密な確認などを行う必要があります。手法としては納品後の物品等の現物確認や取引業者の帳簿との突合、出張における宿泊先や打合せ相手先への確認、非常勤雇用者への勤務実態ヒアリングなどが考えられます。

【その他の主な指摘事例】

- 無理な使い切りと見受けられる伝票が散見されたため、引き続き、繰越、返還、他経費との合算使用など柔軟な使用のための方法について周知が必要。
- 科研費被雇用者が科研費に申請（応募）可能とするために、研究機関として必要な対応（雇用契約等への勤務時間やエフォート等の明記）がなされていない。
- 鉄道利用を証する領収書等の取得を求めるなど、いわゆるローカルルール通知よりも厳しい取扱いとしていた。
- 発注事務（特に立替払い）が規程等に沿って実施されていない。
- 換金性の高い物品の管理不備。
- 機関構成員からの誓約書徴収が不十分。
- コンプライアンス教育実施が不十分。
- 取引業者からの誓約書の徴収及び保管が不十分。
- 科研費の研修会・説明会が数年間実施されていない。

各研究機関には、経費管理・監査体制を整備するなど科研費の適正な使用を確保する義務が課せられていますので、機関の科研費担当者の意識向上や必要な体制の整備に努めてください。